

令和4年度（2022年度）豊中市PRプロモーション業務公募プロポーザル  
質問と回答

NO	タイトル	質問内容	回答内容
1	提出物について	<p>提出物の中に CD-R があるが、この中に収納するデータは、以下の認識で良いか。</p> <p>1) 企画提案書（PDF 形式など）</p> <p>2) 業務実績・業務執行体制調書（様式 2～5 会社名、個人名消去したもの PDF 形式）</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
2	提出物について	<p>(5) 提出形式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提出部数：①応募書類（1）～（4）各1部、②応募書類（2）のデータ</li> <li>・形式：①A4判縦型・左端綴、②CD-R</li> </ul> <p>（注）①について、参加表明書（様式1）及び（3）見積書は社印及び代表者印を押印すること。応募書類一式をファイル等で綴じずにクリップ等で止めて提出すること。②については、<u>データ内にある提案者名（社印・代表者印・個人名含む）が見えないようにして提出すること。</u></p> <p>-----</p> <p>とあるが、②のデータとは、企画提案書の PDF のみのデータが含まれる CD-R を 1 部提出すると認識しているが、②については、データ内にある提案者名（社員・代表者印・個人名含む）が見えないようにして提出すること。」 というのは、CD-R の企画提案書には社名・ロゴなど提</p>	<p>ご認識のとおりです。</p> <p>審査を公平公正に行うため、お願いするものです。</p>

		案者が特定できるものを隠し、①に含まれる企画提案書の印刷物には社名・ロゴなどが見えてよいという認識で相違ないか。	
3	ブランドロゴの使用許可申請について	企画提案書の中で、市章、ブランドロゴを使用するため、本来は使用許可申請が必要だと思う。しかし、使用許可が下りるまでの時間を考慮すると企画提案書の提出期限に間に合わない可能性があると思うが、使用許可申請は必要か。	本プロポーザル案件の提案に使用する場合は、使用許可申請は不要とします。
4	各種媒体のデザイン制作について	「各種媒体のデザイン制作」とは、下記の①②のどちらの認識で制作したらよいか。 ①既存の市章やロゴのみを使って配置デザインをする。 ②既存の市章やロゴも活用しながら新しいロゴデザインを提案する。	既存の市章やロゴデザインを活用しながら全体として新しいデザインをご提案ください。(市章やブランドロゴ以外に本市の特長を表すイラスト等を付加していただくことは可能です)
5	音楽あふれるまちとよなか・とよなか音楽月間の対象年齢層について	音楽あふれるまちとよなか・とよなか音楽月間PRプロモーションの対象エリアは仕様書記載のとおりだと思うが、ターゲット年齢層は何歳～何歳くらいで考えているのか。	全ての世代を対象としていますが、特に若い世代(20代～40代)に対して「音楽あふれるまちとよなか」のイメージを浸透させていきたいと考えています。
6	市PR冊子・ポスターの製作について	市PR冊子・ポスターですが、冊子は3000冊以上、ポスター印刷部数は提案とあるが、冊子・ポスターはどのような場所に設置・掲示する予定か。	主に、対外的な視察の際に豊中市外の方にお渡ししたり、市有施設での配架及び掲示を行います。 他に、市内外で開催されるイベントなどで配布・掲示を行います。